



平成 2 8 年 度

理 事 会 ・ 総 会

平成 2 8 年 9 月 2 日 (金)

宇治市生涯学習センター (宇治市)

世界連邦宣言自治体全国協議会

世界連邦宣言自治体全国協議会

平成28年度理事会・総会

- 1 期日 平成28年9月2日（金）
- 2 場所 宇治市生涯学習センター（京都府宇治市）
- 3 日程 (13:00 理事会受付)
13:30 理事会
(14:00 総会受付)
14:30 総会
15:30 研修会

総 会 次 第

- 1 あいさつ
会長（綾部市長）
開催地市長（宇治市長）
- 2 祝辞・メッセージ
世界連邦推進日本協議会会長
世界連邦日本国会委員会会長
- 3 議事
第1号議案 平成27年度事業報告
第2号議案 平成27年度収支決算報告及び会計監査報告
第3号議案 平成28年度事業計画（案）
第4号議案 平成28年度収支予算（案）
そ の 他 報告、意見交換等

研 修 会

講師：君島東彦 立命館大学国際関係学部教授・学部長
演題：「世界連邦運動の21世紀のかたち」

第1号議案

平成27年度事業報告

1 情報・資料の提供

当協議会の活動などを紹介する自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、世界連邦運動協会発行の機関誌『Newsletter』と併せ加盟自治体に配布するなどして情報提供に努めた。

2 啓発リーフレットの増刷・配布

平成24年度作製のリーフレットに適宜改訂を加えながら加盟自治体や関係団体等に配布するなどし、世界連邦思想や自治体宣言の意義、協議会活動の啓発に役立てた。

3 ホームページの管理運営

世界連邦の理念や当協議会の概要、世界連邦運動の歴史、現在の活動状況を紹介するとともに、自治体協新聞や関係資料・情報も随時掲載を行った。

また、加盟自治体や世界連邦運動協会、平和首長会議、日本非核宣言自治体協議会のホームページとのリンクにより情報共有や連携を図った。

4 世界連邦推進事業交付金制度の運用

加盟自治体等が実施する世界連邦・平和関係事業に世界連邦推進事業基金から資金提供する交付金制度を、以下の2事業に適用した。

静岡市「Middle East Peace Project in Shizuoka」

武蔵野市「世界連邦宣言55周年記念 青少年平和交流派遣事業」

5 世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金運動

世界連邦運動に対する意識の高揚と理解を深めるとともに難民救済を図るため、全国の自治体職員に協力を呼びかけて1人100円募金を実施した。

・募金自治体数 155自治体

・募金総額 5,995,111円

募金は国連UNHCR協会と日本ユニセフ協会に寄託したほか、世界連邦推進事業基金に積み立てた。

6 会議の開催等

理事会及び総会

開催日 平成27年7月10日（金）

場 所 小金井宮地楽器ホール（東京都小金井市）

内 容 ① 平成26年度事業報告・収支決算（監査）報告

② 平成27年度事業計画・収支予算案

③ 役員改選

研修会 外務省中東アフリカ局長 上村 司 氏
「中東情勢から見る世界平和」

7 関係団体との連携促進

国内の世界連邦関係団体との連携を密にし、世界連邦思想の普及啓発に努めた。

(1) 世界連邦日本国会委員会との意見交換会

開催日 平成27年7月9日(木)

場 所 衆議院第2議員会館

(2) 世界連邦日本大会2015 in綾部への参画

開催日 平成27年10月31日(土)

場 所 京都府中丹文化会館

8 各種事業の後援

世界連邦思想の普及を目的に、世界連邦運動協会主催の「第44回世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクール」を後援した。

応募総数 ポスター 1,389点(101校)

作 文 955点(43校)

第2号議案

平成27年度収支決算報告

(自) 平成27年4月 1 日

(至) 平成28年3月31日

収 入 総 額 5, 8 3 9, 5 4 7 円

支 出 総 額 5, 8 3 4, 5 8 7 円

差 引 4, 9 6 0 円

差引残額は翌年度へ繰り越します。

上記のとおり決算いたしました。

平成28年3月31日

世界連邦宣言自治体全国協議会

会長 綾部市長 山 崎 善 也

平成27年度収支決算

■収入の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
負担金	856,000	793,000	△ 63,000	2県、41市区、14町 計57自治体
繰越金	160,688	160,688	0	前年度から
繰入金	5,820,000	4,879,760	△ 940,240	世界連邦推進事業基金から
雑収入	312	6,099	5,787	預金利子 絵本頒布
合計	6,837,000	5,839,547	△ 997,453	

■支出の部

(単位：円)

科目	予算額	決算額	差引	備考
事務消耗品費	15,000	9,771	△ 5,229	事務用品等
通信費	30,000	21,616	△ 8,384	郵便料等
事業費	5,820,000	4,879,760	△ 940,240	世界連邦推進事業交付金 募金事務経費
会議費	400,000	324,003	△ 75,997	総会準備等関係経費
旅費・交通費	140,000	117,260	△ 22,740	事務局旅費 (日本協議会等)
情宣費	320,000	349,337	29,337	自治体協新聞作成発行 世界連邦Newsletter広告 ホームページ管理 啓発リーフレット増刷・配布
負担金	100,000	100,000	0	世界連邦日本大会
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	2,000	22,840	20,840	供花料等
合計	6,837,000	5,834,587	△ 1,002,413	

差引

4,960

世界連邦推進事業基金

(単位：円)

前年度末高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末高
6,260,613	4,978,178	4,879,760	6,359,031

当年度積立 4,967,351 世界平和・難民救済募金から
10,000 本会計から
827 預金利子

当年度取崩 379,760 世界平和・難民救済募金の事務経費に充当
4,500,000 世界連邦推進事業交付金に充当

「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」

平成27年度収支決算書

収入	募 金 総 額	5, 9 9 5, 1 1 1円
	前年度繰越金	0円
	合 計	5, 9 9 5, 1 1 1円

支出	払込手数料 (募金)	2 7, 4 2 0円
	” (寄託)	3 4 0円
	合 計	2 7, 7 6 0円

差引	5, 9 6 7, 3 5 1円
----	------------------

寄託・積立	
国連UNHCR協会	5 0 0, 0 0 0円
日本ユニセフ協会	5 0 0, 0 0 0円
世界連邦推進事業基金	4, 9 6 7, 3 5 1円
合 計	5, 9 6 7, 3 5 1円

監 査 報 告 書

世界連邦宣言自治体全国協議会の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの会計の監査を行い、関係書類（収入・支出帳票類等）の閲覧・照合等を行った結果、公正・妥当なものと認めました。

上記のとおり報告いたします。

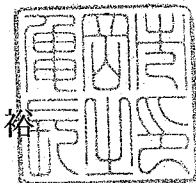
平成28年 7 月 7 日

監事 豊島区長 高 野 之 夫



平成28年 7 月 28 日

監事 亀岡市長 桂 川 孝 裕



世界平和・難民救済募金（平成27年度）集計

都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額	都道府県	自治体名	募金額
北海道	小樽市	37,400	長野県	小諸市	37,167		高梁市	35,404
	稚内市	45,173		南箕輪村	13,626		新見市	56,200
	倶知安町	15,370		宮田村	9,700		備前市	25,834
	上富良野町	2,000		上松町	7,127		矢掛町	2,500
	新得町	9,500		野沢温泉村	5,700	広島県	広島市	222,628
	鶴居村	8,179	静岡県	焼津市	62,572		大竹市	24,066
	別海町	30,778		藤枝市	124,352		府中町	32,674
岩手県	宮古市	64,548	愛知県	伊豆の国市	34,391	山口県	山口県	800
	釜石市	8,100		扶桑町	22,631	徳島県	鳴門市	23,229
	八幡平市	16,860	三重県	四日市市	6,800		小松島市	16,534
宮城県	宮城県	1,753		熊野市	32,700	香川県	丸亀市	88,491
	利府町	25,863		南伊勢町	7,460		東かがわ市	18,304
秋田県	にかほ市	30,027		御浜町	1,600	愛媛県	松山市	173,700
山形県	天童市	44,195	滋賀県	彦根市	65,055		八幡浜市	32,770
福島県	桑折町	12,584		近江八幡市	55,659		新居浜市	80,250
茨城県	茨城県	1,202		高島市	55,224		伊予市	32,115
	水戸市	13,765	京都府	京都府	259,005		四国中央市	69,976
	北茨城市	32,572		福知山市	65,642	高知県	南国市	17,100
	那珂市	63,130		綾部市	38,300		仁淀川町	8,100
	城里町	16,199		宇治市	68,147	福岡県	福岡県	1,700
	東海村	30,318		宮津市	15,107		芦屋町	14,031
	栃木県	栃木県		900	亀岡市	87,640	長崎県	五島市
群馬県		群馬県		1,000	向日市	27,026		西海市
群馬県	伊勢崎市	3,600		八幡市	62,784	時津町		12,096
	埼玉県	川越市		41,861	南丹市	18,261		波佐見町
春日部市		108,004		木津川市	49,591	熊本県	合志市	32,488
桶川市		38,129		久御山町	22,001		南小国町	6,700
千葉県	成田市	123,000		与謝野町	15,548		錦町	3,500
東京都	千代田区	102,090		兵庫県	兵庫県		228,220	苓北町
	文京区	97,097	洲本市		35,957	大分県	九重町	15,359
	渋谷区	130,850	丹波市		73,587		宮崎県	都城市
	武蔵野市	56,119	朝来市		32,561	日向市		38,681
	青梅市	66,230	神河町		8,697	串間市		22,900
	調布市	54,804	太子町		11,501	えびの市		27,385
	小金井市	43,059	奈良県	桜井市	7,687	高原町		16,652
	福生市	42,281		五條市	50,471	川南町		12,360
	羽村市	34,534	和歌山県	三宅町	8,000	門川町		2,150
	瑞穂町	22,691		橋本市	58,934	美郷町		6,979
	新島村	8,817		有田市	30,990	日之影町	8,950	
神奈川県	湯河原町	17,704	田辺市	30,000	鹿児島県	鹿児島県	1,600	
新潟県	加茂市	23,088	かつらぎ町	18,179		出水市	46,184	
	魚沼市	6,327	すさみ町	5,476		日置市	80,067	
	津南町	17,876	三朝町	2,000		曾於市	34,186	
	関川村	4,500	大山町	13,820		奄美市	42,819	
富山県	富山県	1,500	島根県	島根県		12,414	南九州市	2,050
	射水市	11,322		邑南町		15,893	南大隅町	12,138
	上市町	13,600	隠岐の島町	23,165		中種子町	13,973	
石川県	小松市	24,931	岡山県	岡山県		451,865	屋久島町	12,114
	輪島市	29,315		岡山市		37,400	喜界町	16,700
福井県	越前市	11,573		倉敷市	131,147	沖縄県	石垣市	42,900
山梨県	富士吉田市	29,200		津山市	31,655		南城市	27,400
	富士川口湖町	16,448		笠岡市	68,600	155自治体 計 5,995,111		

第 3 号 議 案

平成 2 8 年度事業計画（案）

日本における世界連邦運動は尾崎行雄、湯川秀樹ら多くの先人の英知と不断の努力により全国で展開され歴史を刻んできた。

世界は東西冷戦の終結後も、民族紛争や地域間紛争が多発し、また、戦争やテロの脅威と緊張も去らず、多くの犠牲者や難民が発生するという憂慮すべき状況に及んでいる。“平和の世紀”と期待される 2 1 世紀において、深刻化する地球環境問題への対応とともに、恒久平和の実現に向けた新たな世界秩序への期待は一段と高まっている状況にある。

こうした中で、世界連邦宣言を行った全国の自治体でつくる当協議会は、加盟団体の団結と連携を一層深めるとともに、世界平和の確立に向けた積極的な活動の展開に努める。

1 世界連邦思想の普及と情報の発信・提供

- (1) 自治体協新聞『いま、一つの世界を』を作成、発行する。
- (2) 世界連邦の思想や運動、宣言自治体全国協議会の周知を図るため、リーフレットを活用するなどして P R に努める。
- (3) ホームページの運用により情報の発信に努める。
- (4) 世界連邦推進事業交付金を活用した取組等を通じて世界連邦思想・運動の普及を図る。
- (5) 世界連邦運動の情報提供のため、世界連邦運動協会が発行する『世界連邦 Newsletter』を購入、配布する。
- (6) 同協会主催の世界連邦推進全国小・中学生ポスター・作文コンクールへの参加を推進する。

2 当協議会の活性化

- (1) 世界連邦推進事業交付金制度を活用し、加盟自治体等が行う世界連邦・平和推進事業の活性化に役立てる。
平成 2 8 年度は、和歌山県高野町が実施する「中東和平プロジェクト in 高野」の支援に充てる。
- (2) 協議会のホームページやリーフレットを活用し、世界連邦思想の普及と協議会活動の P R を図るとともに、他の平和関係団体との連携を進める。
- (3) 当協議会の組織拡大に向け、未加盟の世界連邦宣言自治体に対し加盟を呼び掛ける。

3 世界平和と難民救済のための自治体職員 1 人 1 0 0 円募金運動

募金は国連 U N H C R 協会と日本ユニセフ協会へ寄託するとともに、世界連

邦・平和推進事業や中東和平に向けた取組等に役立てるため、世界連邦推進事業基金に積み立てる。

4 中東和平の推進

世界平和の確立に寄与する「中東和平プロジェクト」について、当協議会への加盟・未加盟を問わず自治体等を取組を呼び掛ける。

5 関係団体との連携促進

世界連邦関係団体間の連携を密にするとともに、世界連邦思想の普及・啓発等に協力し合う。

(1) 世界連邦フォーラム2016 in東京への参加

主 催 世界連邦運動協会

開催日 11月5日(土)

場 所 JICA地球ひろば セミナールーム600(東京都新宿区)

第4号議案

平成28年度収支予算（案）

（自）平成28年4月 1日

（至）平成29年3月31日

■収入の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
負担金	841,000	856,000	△ 15,000	2県、42市区、15町 計59自治体
繰越金	4,960	160,688	△ 155,728	前年度から
繰入金	5,320,000	820,000	4,500,000	世界連邦推進事業基金から
雑収入	1,040	312	728	預金利子等
合計	6,167,000	1,837,000	4,330,000	

■支出の部

（単位：円）

科目	本年度	前年度	増減額	備考
事務消耗品費	15,000	15,000	0	事務用品等
通信費	30,000	30,000	0	郵便料等
事業費	5,320,000	820,000	4,500,000	世界連邦推進事業交付金 募金事務経費
会議費	310,000	400,000	△ 90,000	理事会・総会関係経費
旅費・交通費	140,000	140,000	0	事務局・渉外業務等
情宣費	320,000	320,000	0	自治体協新聞作成発行 啓発リーフレット増刷・配布 世界連邦Newsletter購読・広告 ホームページ管理運営 各種普及啓発事業経費 等
負担金	20,000	100,000	△ 80,000	事業参加等経費
積立金	10,000	10,000	0	世界連邦推進事業基金に
予備費	2,000	2,000	0	
合計	6,167,000	1,837,000	4,330,000	

世界連邦推進事業基金

（単位：円）

前年度末現在高	当年度積立額	当年度取崩額	当年度末予定高
6,359,031	5,011,000	5,320,000	6,050,031

当年度積立 5,000,000 世界平和・難民救済募金から

10,000 本会計から

1,000 預金利子

当年度取崩 5,320,000 本会計に繰り入れ事業費に充当

世界連邦宣言自治体全国協議会規約

昭和50年11月14日改正

昭和60年10月30日改正

平成 2年 7月31日改正

平成15年10月24日改正

平成21年 7月31日改正

平成25年 7月26日改正

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、世界連邦宣言自治体全国協議会という。

(組織)

第2条 本会は、世界連邦宣言をした地方自治体（以下「自治体」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 本会は、恒久平和達成のための国民の間に世界連邦主義を普及し自治体における連携の機関として世界平和に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 世界連邦運動推進のため、関係団体との協力活動を通じ世界連邦思想の普及。
- (2) 宣言自治体相互の連絡調整による世界連邦運動の展開。
- (3) 世界連邦未宣言自治体の宣言促進。
- (4) 研究会、講習会の開催。
- (5) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

(事務所)

第5条 本会の事務所は、会長の所在地に置く。

第2章 役員

(役員の構成)

第6条 本会に次の役員を置く。

会 長	1 名
副 会 長	若干名
理 事	若干名
監 事	2 名

(役員の選任)

第7条 会長及び副会長は、総会において互選する。

2 理事の定数、理事及び監事の選任方法等は理事会に諮って、会長がこれを定め

る。

(任期)

第8条 役員の任期は、2年とする。但し、再任を妨げない。

2 補欠による役員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員である首長が次の首長選挙において再任されたときは、元の地位に復するものとする。

(役員の任務)

第9条 会長は、会務を総理し、本会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、これを代理する。

3 理事は、理事会において重要会務を審議するほか、予算を議決し、決算の認定を行う。

4 監事は、会計の監査にあたる。

(顧問、相談役、参与)

第10条 本会に、顧問、相談役及び参与を置くことができる。

2 顧問、相談役及び参与は、理事会の議決を経て会長がこれを委嘱する。

3 顧問、相談役及び参与は、理事会において意見を述べるすることができる。

第3章 総会

(総会の種別)

第11条 総会は、通常総会及び臨時総会とし、会長がこれを招集する。

(開催)

第12条 総会は、毎年1回とし、臨時総会は会長が必要と認めるとき開催する。

(表決)

第13条 総会の議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議長、副議長)

第14条 総会の議長は会長、副議長は、副会長及び開催地の首長がこれにあたる。

(出席者)

第15条 総会には、自治体の首長及び議会代表者が出席するものとする。ただし、やむを得ないことがあるときは、その代理者を出席させることができる。

(議決)

第16条 総会は、理事会の審議を経た重要案件を議決する。

第4章 理事会

(招集及び議長)

第17条 理事会は、会長がこれを招集し、開催地の首長が議長となる。

(理事会の組織)

第18条 理事会は、会長、副会長、理事及び監事をもって組織する。

2 理事会は、総会に付議する重要案件を審議、決定にあたる。

(表決)

第19条 理事会の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第5章 会計

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月末日に終わる。

(経費)

第21条 本会の経費は、自治体の分担金及び寄付金その他の収入をもってこれに充てる。

2 自治体の分担金は別表のとおりとする。

(予算の議決)

第22条 本会の毎年度歳入歳出予算は、理事会の議決を経て、総会の承認を得るものとする。

(決算の認定)

第23条 本会の決算は、理事会の認定に付し、総会に報告するものとする。

第6章 事務局

(事務局の職員)

第24条 事務局には、局長及び職員を置く。

(事務局職員の委嘱)

第25条 事務局長の任免は、会長が理事会に諮って行うものとする。

2 職員の任免は、局長が会長の承認を得て行うものとする。

(事務局の構成及び職務分掌)

第26条 事務局の構成、職務分掌は、理事会に諮って会長が定める。

第7章 補則

(規約の改正)

第27条 規約の改正及び解散については、総会において出席者の3分の2以上の同意を得なければならない。

附 則

この規約は、議決の日から施行する。この規約施行の際、現に役員職にあるものは規約による役員とみなす。

別表（第21条関係）

自治体の分担金

区 分		分 担 金 額
都 道 府 県		40,000円
政 令 指 定 都 市		40,000円
市 及 び 特 別 区	人口50万人以上	25,000円
	30万人以上50万人未満	20,000円
	20万人以上30万人未満	18,000円
	10万人以上20万人未満	13,000円
	5万人以上10万人未満	10,000円
	5万人未満	8,000円
町		5,000円
村		4,000円

（平成2年7月31日改正）

世界連邦宣言自治体全国協議会加盟自治体

[illegible]

総 会 開 催 状 況

ブロック	開 催 地
北 海 道	
東 北	秋 田 市＝平成 2 年 福 島 市＝平成 8 年
関 東	渋 谷 区＝昭和 5 6 ・ 6 2 年、平成 7 年 文 京 区＝昭和 6 1 年 横 浜 市＝平成元年 武蔵野市＝平成 1 0 ・ 2 4 年 千代田区＝平成 1 3 年 小金井市＝平成 2 0 年 ・ 2 7 年
中 部	金 沢 市＝昭和 5 5 年、平成 1 9 ・ 2 1 年 蒲 郡 市＝昭和 6 0 年 焼 津 市＝平成 4 ・ 2 5 年
近 畿	大 津 市＝昭和 5 4 年 綾 部 市＝平成 5 ・ 1 2 年 京 都 市＝平成 1 5 ・ 1 8 ・ 2 2 ・ 2 3 年 (主催 1 5 宇治、1 8 亀岡、2 2 ・ 2 3 綾部) 宇 治 市＝平成 2 8 年
中 国	岡 山 市＝昭和 5 1 ・ 5 2 ・ 5 3 ・ 6 3 年、平成 6 ・ 1 6 年 広 島 市＝昭和 5 7 年 (平成 2 6 年＝中止) 高 梁 市＝平成 1 1 年
四 国	新居浜市＝昭和 5 9 年 徳 島 市＝平成 1 4 ・ 1 7 年
九 州	長 崎 市＝昭和 5 8 年、平成 3 年 熊 本 市＝平成 9 年

(昭和 5 1 年～平成 2 8 年)

中東和平プロジェクトについて

1 趣旨

イスラエルとパレスチナの紛争等で肉親を亡くし心に傷を負った青少年たちを日本に招き、様々な交流をすることで、お互いを理解し平和の大切さへの認識を深めてもらう。

世界の混乱・紛争の起源の多くが中東にあり、この地域の和平実現こそが世界の恒久平和への最も近道であるとの認識の下、紛争と混迷が続く中東地域の1日も早い和平実現を願い「中東の和平は世界の平和に通じる」という理念に基づいて実施される事業の財政支援を行う。

2 経費

世界連邦宣言自治体全国協議会が実施主体に交付金（限度額500万円）

（財源は、同協議会が全国の自治体に呼び掛けて実施する「世界平和と難民救済のための自治体職員1人100円募金」から、その一部を充てる。）

3 実施主体（交付対象）

趣旨に賛同する協議会加盟自治体 ⇒ 未加盟自治体も対象に（H22改正）
（当該自治体の首長が代表を務める実行委員会等も含む。）

4 経過

2003（平成15）年	綾部市で初開催
04（平成16）年	岡山市（自治体協の補助事業に）
05（平成17）年	徳島市
06（平成18）年	亀岡市＝実施直前に渡航断念
07（平成19）年	自治体協役員がイス・パレ訪問
08（平成20）年	小金井市
09（平成21）年	金沢市
10（平成22）年	綾部市
13（平成25）年	京丹後市（協議会未加盟自治体）
15（平成27）年	静岡市（同）
16（平成28）年	高野町（同）

5 事業内容

招聘自治体内外での交流、文化体験等を通じて、イスラエル・パレスチナ相互の出会いと交わりを大切にするとともに、国際社会や異文化への理解を深める。

- ・ホームステイ
- ・市民集会
- ・イベント参加、文化体験
- ・市内外見学 etc.

参考

【各自治体の活動状況】

国見町（福島県）

▽黙とうの呼びかけ＝8月15日

成田市（千葉県）

▽折り鶴平和プロジェクト＝6月2日～7月31日

▽広島・長崎被爆写真展＝7月25日～8月6日、8月10日～16日

▽平和都市宣言懸垂幕掲示＝8月1日～16日

▽公開座談会「戦後70年平和の尊さを知る」＝8月12日

▽黙とうの呼びかけ＝8月15日

▽折り鶴平和使節団派遣事業（中学生11人が長崎平和祈念式典に参列）＝8月7日～9日、11月1日（報告会）

▽平和映画会＝6月18日、8月29日、11月11日、13日、22日（うち3回は戦争体験講話会を併せて実施、平和啓発物資として花の種を配布）

▽自治体職員1人100円募金＝2月

▽平和学習のしおり作成

千代田区（東京都）

▽区民国際平和交流＝9月24日

▽平和使節団の派遣（広島・長崎・沖縄）＝7月21日～8月10日

▽千代田区戦没者追悼式＝7月13日

▽戦後70周年イベント（原爆被爆者による被爆体験の講演、平和使節団による報告等）＝8月21日

▽戦争体験記録集「未来へつなぐバトン」の頒布＝3月

▽戦争体験記録集発行記念平和イベント＝3月10日

▽平和展示会（原爆の被害・平和啓発ポスター等の展示）＝8月3日～23日

▽東京大空襲展＝3月2日～10日

▽千代田地球市民ツアー展示会＝9月4日～11日

▽自治体職員1人100円募金＝2月19日～3月4日

台東区（東京都）

▽平和に関するパネル展＝8月12日～18日

▽台東区戦争体験記録集の発行＝11月

▽平和祈念写真集の発行＝11月

▽台東区平和史跡マップの発行＝2月

▽東京大空襲資料展＝3月10日～13日

渋谷区（東京都）

- ▽黙とうの呼びかけ＝8月6日、9日（原爆死没者の慰霊並びに平和祈念）、8月15日（全国戦没者追悼式）、3月10日（東京都平和の日）
- ▽平和を考えるつどい（講演会）＝2月29日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月29日～3月11日
- ▽平和祈念事業パネル展「戦中・戦後の人々の暮らし」＝3月10日～16日

豊島区（東京都）

- ▽憲法週間パネル展（非核平和や核実験抗議、城北大空襲）＝4月16日～23日
- ▽平和事業補助（朗読劇「この子たちの夏」）＝8月15日
- ▽戦後70年平和展（広島・長崎所蔵資料の展示、戦時下の資料展示、被爆体験講和等）＝9月12日～16日
- ▽東京原爆展（東京都原爆被害者団体協議会パネル展示）＝11月23日～28日
- ▽平和祈念の黙とう（広報誌掲載、庁内放送による呼びかけ）＝8月6日、9日、15日、3月10日

八王子市（東京都）

- ▽平和展[八王子空襲に関する写真パネル・戦災資料展示、原爆資料展示、JICAの活動内容紹介、平和クイズラリー、語り部・朗読劇・紙芝居、市内小中学生による「平和」の絵展示＝7月30日～8月3日、平和講演会（上映会）＝8月2日]

武蔵野市（東京都）

- ▽憲法月間行事（書道・絵手紙の募集・表彰・展示、講演会）＝5月24日
- ▽夏季平和事業「戦争も核もない世界を武蔵野から」（写真パネル展、詩の朗読・紙芝居、講演会・映画上映、戦争関連資料展示、平和啓発DVD上映）＝8月4日～31日
- ▽平和の日イベント「戦争も核もない世界を武蔵野から」（武蔵野空襲パネル展、横断幕掲出、ミニミニ空襲パネル展、ミニトピックス設置、平和の集い・講演会、青少年平和交流派遣団報告等）＝11月2日～30日
- ▽武蔵野から伝える戦争体験記録集第Ⅲ集の発行（A4判、1,000部）
- ▽平和啓発DVD「戦争体験を語り継ぐ～被爆体験者、シベリア抑留者の声～」作成
- ▽武蔵野市青少年平和交流派遣事業（青少年ピースフォーラム参加、平和祈念式典への参列、被爆遺構の見学等）＝8月8日～10日【世界連邦推進事業交付金事業】
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月9日～10日
- ▽平和事業実行委員会の開催

三鷹市（東京都）

- ▽憲法を記念する市民のつどい（講演、NHK記録映像の上映、中学生による憲法前文等朗読、市民団体による展示コーナーなど。参加者520人）
- ▽市民憲法講座＝12月6日、2月28日
- ▽戦後70年平和のつどい（平和展、平和アニメ上映会、PR用ポスター等の作成）＝8月5日～15日
- ▽平和カレンダー（市内小学生から募集の「平和の絵」と市民からの「平和へのメッセージ」により2,850部作成・配布、「平和の絵展」応募作品の展示）
- ▽地球市民講座（講演）＝8月6日
- ▽東京空襲資料展（資料展示）＝3月4日～10日
- ▽戦跡を訪ねるフィールドワーク講座（市内の戦跡に関する講座・フィールドワーク）＝3月13日
- ▽戦争体験談の記録・保存

青梅市（東京都）

- ▽慰霊花火「白菊」の打ち上げ＝8月1日
- ▽原爆展「絵で見るヒロシマ原爆展」＝8月3日～14日
- ▽青梅・羽村ピースメッセンジャー＝広島派遣8月4日～6日、ワークショップ・報告会8月15日、9月3日、9月12日
- ▽黙とうの呼びかけ＝8月6日、9日（広島・長崎原爆の日）、8月15日（終戦記念日）、3月10日（東京都平和の日）
- ▽平和アニメ・記録映像上映会＝8月12日～14日
- ▽戦後70年平和事業「海老名香葉子講演会・泰葉コンサート」＝9月12日
- ▽安島太佳由写真展「平和を考える戦争遺産」＝12月12日～24日
- ▽平和の集い「安島太佳由平和講演会」（世界連邦運動協会青梅支部と共催）＝12月12日
- ▽核実験に対する抗議文の送付＝1月7日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月5日～19日
- ▽東京の空襲資料展＝3月7日～11日
- ▽戦後70年戦争体験集の発行＝3月
- ▽原爆パネルの貸出＝通年

小金井市（東京都）

- ▽原爆写真パネル展＝7月17日～8月18日
- ▽平和行事参加の旅＝8月5日～6日
- ▽非核平和映画会＝8月7日
- ▽平和講演会＝8月26日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月15日～25日
- ▽小金井平和の日制定記念行事＝3月6日

福生市（東京都）

- ▽「平和のつどい」（講演会、演奏）＝8月16日
- ▽「ヒロシマ・ナガサキ原爆と人間」パネル展・講演会＝8月11日～16日
- ▽戦争体験談～五日市線多摩川鉄橋の惨劇～（講演会）＝8月22日
- ▽平和のための戦争資料展＝7月18日～9月27日
- ▽黙とうの呼びかけ＝8月15日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月23日～3月11日

羽村市（東京都）

- ▽平和の企画展（写真パネル・実物資料・図書資料の展示、DVD放映、戦争体験語り・本の朗読会、折り鶴コーナーの設置）＝8月8日～15日
- ▽戦後70周年平和フォーラム（平和祈念式典、平和啓発講演会、映画上映会、ピースワークショップ、中学生広島派遣報告会）＝8月15日
- ▽広島平和啓発施設見学会[平和祈念式典参列、広島平和記念資料館及び慰霊碑等見学、ピースワークショップin広島の開催。参加者（中学生）25名（羽村市12名、青梅市13名）]※青梅市との共同事業＝8月4日～6日
- ▽戦後70周年記念誌「語り継ぐ戦争の記憶―平和への願いを込めて―」の製作＝8月15日
- ▽平和の黙とう＝8月15日（終戦記念日）、3月10日（東京都平和の日）
- ▽東京空襲資料展（写真パネル、羽村市・青梅市郷土博物館資料）＝3月5日～11日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月17日～3月11日

瑞穂町（東京都）

- ▽黙とう＝3月10日（東京都平和の日）
- ▽戦没者慰霊祭平和パネル展（戦中・終戦直後の写真を展示）＝11月21日
- ▽平和のメッセージ＝7月13日～9月11日、表彰式3月7日
- ▽自治体職員1人100円募金＝2月8日～19日
- ▽平和のパネル展（東京大空襲など戦中・終戦直後の写真や戦災品を展示）＝2月25日～3月16日
- ▽アンネのバラの管理・周知（平成18年に広島県ホロコースト記念館から譲り受け）＝通年
- ▽被爆桜・被爆柿の木二世等の管理・周知＝通年
- ▽瑞穂町戦後70年戦争体験記録映像「瑞穂の語り部」～みらいへつたえる戦争と平和～の制作＝通年
- ▽平和の語り部（町内在住の方からご自身の体験を小学生に直接語り伝える）＝2月16日

内難町（石川県）

▽被爆者援護・連帯募金（職員対象、ペットボトル募金）＝6月

▽「原爆と人間」パネル展示＝6月11日、12日

▽2015年原水爆禁止国民平和行進への対応＝6月12日

小諸市（長野県）

▽黙とうの呼びかけ＝8月6日、9日、15日

▽小諸市戦没者及び満州開拓犠牲者追悼式＝10月7日

▽自治体職員1人100円募金＝2月5日～19日

焼津市（静岡県）

▽第31回第五福竜丸事件6.30市民集会＝6月30日

▽中学生平和使節団派遣（広島市）＝8月5日～6日

▽自治体職員1人100円募金＝2月5日～3月4日

▽核実験に対する抗議文の送付＝1月6日

福知山市（京都府）

▽親子記者事業参加者の広報＝4月

▽2015年原水爆禁止国民平和行進への対応（市長メッセージ、要望書回答・ペナント手渡し、懇談会）＝7月8日

▽2015年原水爆禁止世界大会への対応（市長メッセージの送付）＝7月15日

▽ミニミニ原爆展（広島・長崎の被災写真、平和市長会議ポスター、「長崎平和学習の旅」の成果物などを展示）＝8月1日～28日

▽広島平和行動＝8月5日～7日

▽長崎平和学習の旅＝8月8日～10日

▽被爆体験講話＝8月4日

▽終戦70周年平和・人権若者交流事業「平和フォーラム・イン福知山」＝8月21日

▽沖縄人権文化体験研修＝12月23日～25日

▽自治体職員1人100円募金＝2月12日～3月11日

▽核実験に対する抗議文の送付＝通年

▽「核兵器全面禁止のアピール」国際署名

舞鶴市（京都府）

▽引揚事業とシベリア抑留の史実を国内外に発信＝通年

▽引揚記念館学芸員による出張講座＝通年

▽平和学習・教育旅行の受入（引揚記念館）＝通年

▽弾道ミサイル発射に対する抗議文の送付＝通年

▽広島原爆投下日投下時刻の黙とう＝8月6日

- ▽長崎原爆投下日投下時刻の黙とう＝8月9日
- ▽終戦記念日正午の黙とう＝8月15日
- ▽浮島丸殉難70周年追悼集会＝8月24日
- ▽戦没者追悼式＝10月25日
- ▽引揚の史実に関する資料の特別展示＝秋～冬

綾部市（京都府）

- ▽世界連邦推進綾部市小・中学生ポスター・作文コンクール作品募集＝7月～9月
- ▽原爆ポスター展（平和首長会議提供のポスター展示、「核兵器禁止条約」要請署名）＝8月4日～10日
- ▽広島・長崎原爆の日、終戦の日に黙とう呼び掛け（FM放送等）
- ▽綾部市民平和祈願の集い（世界連邦旗等掲揚、平和の鐘に合わせ黙とう、合唱等）＝8月15日
- ▽世界連邦日本大会2015 in綾部（記念講演、世界連邦関係団体挨拶・メッセージ、「平和の祈り」朗読、世界連邦都市・綾部の歩みプレゼンテーション、ポスター・作文コンクールの優秀作品表彰・展示、等）＝10月31日
- ▽自治体職員1人100円募金＝1月～3月
- ▽市民学習会＝1月30日
- ▽啓発リーフレット作製・配布（A4判三つ折り、1,000部）

宇治市（京都府）

- ▽小・中学生平和訪問団沖縄派遣（対馬丸記念館、ひめゆりの塔、糸数アブチラガマ等の見学）＝7月28日～30日
- ▽「平和☆ひゅうまん夏フェスタ」（上記小・中学生訪問団員の代表による沖縄訪問報告、映画上映、小・中学生から募集した「平和の絵」等の展示、平和図書の読み聞かせ、戦争遺品巡回展）＝8月7日
- ▽戦争遺品巡回展＝7月18日～9月6日（歴史資料館）、8月1日～23日（西宇治図書館）、8月6日～23日（東宇治コミュニティセンター）、8月10日～28日（市役所）
- ▽「平和の絵」展＝8月7日（中央公民館）、8月10日～28日（市役所）
- ▽平和図書展＝8月1日～23日
- ▽第53回宇治市民平和祈念集会（平和の木植樹お披露目、平和の像への献花、「核兵器廃絶平和都市宣言」の朗読、黙とう）＝8月15日
- ▽平和ロビーコンサート（市役所にて市少年少女合唱団によるコンサートを開催。約350人来場）＝8月14日
- ▽平和コンサート（植物公園にてソプラノコンサートを開催。約50人来場）＝8月8日
- ▽小・中学生平和訪問団沖縄派遣の感想文集発行（350部）

▽小・中学校への平和図書等の寄贈

▽平和啓発DVD等の貸出

▽平和関連書籍の購入及び寄贈

亀岡市（京都府）

▽平和のコスモス園事業（コスモスを平和のシンボルとして中学生が農地などに種をまき、平和をPR）＝7月上旬種まき～9月上旬開花

▽“ヒロシマ”に学ぶ親子平和の旅（小学校親子らが被爆体験談を受講、折鶴を原爆の子の像に捧げる）＝7月26日～27日

▽平和祈念式典（平和台公園平和塔前で挙行）＝8月7日

▽ヒューマンフェスタにおける平和のパネル展示＝11月15日

▽亀岡の平和の歌「うつくしもの」を通した平和の発信（平和活動を行う団体へのCDの提供、音楽活動等に対する後援）＝通年

▽戦争平和展の開催（文化資料館で戦争に関わる資料や遺品の実物展示、写真パネル展示）＝7月25日～8月30日

▽平和の灯パレードと保津川花火大会（亀岡「平和祭」事業の一環として平和祈念式典で太陽光から採火した「平和のともしび」を花火大会の種火として使用）＝8月7日

岡山県

▽世界連邦岡山県協議会県大会（県内世界連邦関係4団体と連携、第17代高校生平和大使経験者による講演会）＝7月

▽世界連邦岡山県協議会児童生徒ポスター・作文コンクール（入賞作品等の展示・表彰、4団体連携）＝11月

▽自治体職員1人100円募金＝1月～3月

研 修 会

講師：君島東彦（きみじま・あきひこ）立命館大学国際関係学部教授・学部長
演題：「世界連邦運動の21世紀的かたち」



プロフィール

■経歴等

早稲田大学法学部卒業・大学院法学研究科博士後期課程単位取得退学。シカゴ大学ロースクール修士課程修了。現在、立命館大学国際関係学部教授・学部長

■研究テーマ

日本国憲法の平和主義に関する研究、憲法平和条項の国際比較研究、グローバルな立憲主義に関する研究、東アジア平和秩序に関する研究

■著作

「戦争と平和を問いなおすー平和学のフロンティア」（法律文化社、2014年、編著）

「シリーズ日本の安全保障3 立憲的ダイナミズム」（岩波書店、2014年、共著）